



代表的な質問 Q & A

Q 1. 事業の目的について

A 原油価格・物価高騰による家計負担の軽減や、CO₂排出量の抑制による地球温暖化対策の推進のため、省エネ性能の高い家電製品への買替費用の一部を補助する制度です。

Q 2. 対象家電について

A エアコンと冷蔵庫が対象家電になります。

【エアコン】 日本産業規格（JIS 規格）C9901 に基づく省エネルギー基準達成率が 113%以上（目標年度：2010 年度）のもの 又は
日本産業規格（JIS 規格）C9901 に基づく省エネルギー基準達成率が 100%以上（目標年度：2027 年度）のもの

【冷蔵庫】 日本産業規格（JIS 規格）C9901 に基づく省エネルギー基準達成率が 100%以上（目標年度：2021 年度）のもの

Q 3. 補助対象経費について

A 補助対象経費は、省エネ家電の購入及び設置に要した費用とし、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに運搬料とします。

ただし、次に掲げる額は除くものとします。

- (1) リサイクル処理に係る費用
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) クーポン券等で割引きされた額

Q 4. 補助金額について

A (1) 1 世帯当たり 1 品目につき、1 回限り申請することができます。

(※エアコン 1 回、冷蔵庫 1 回、合計 2 回申請可能)

(2) 同一品目を複数台購入した場合は、その金額の合計とします。

(エアコン 2 台を購入した場合 2 台の合計で申請可能)

(3) 補助金の区分

補助対象経費が 15 万円を超える場合 5 万円

補助対象経費が 10 万円を超え、15 万円以下の場合 3 万円

補助対象経費が 5 万円を超え、10 万円以下の場合 1 万円

【参考】補助対象経費が 15 万円ちょうどの場合 ⇒ 補助金 3 万円

15 万円 1 円の場合 ⇒ 補助金 5 万円



代表的な質問 Q & A

Q 5. 補助対象者について

A 補助金の交付を受けることができる者は、次のすべてに該当する者とします。

- (1) 自ら居住する福山市内にある住宅の既存の家電を、同品目の省エネ家電に買い替え、設置した者
- (2) 補助金申請日時点において、福山市に住民票を有する者
- (3) 市税を滞納していない者

ただし、次のいずれかに該当する者は、補助対象にはなりません。

- (1) 暴力団員（福山市暴力団排除条例〔平成24年条例第10号。以下「条例」という。〕第2条第2号の暴力団員をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）

Q 6. 購入場所について

A 省エネ家電の購入は、福山市内に所在する店舗で購入した新品（未使用品）であることとします。市外の店舗やインターネットで購入した家電、中古品は対象外とします。

Q 7. リサイクルショップの利用について

A 家電リサイクル券（排出者控え）の添付が必須となるため、補助の対象になりません。

Q 8. オリジナルモデルの購入について

A 家電量販店のオリジナルモデルについては、「省エネ型製品情報サイト」に掲載されていない場合があります。その場合は、販売店の表示や、カタログを確認してください。

Q 9. 領収書（レシート）の紛失について

A 購入した販売店に再発行を依頼してください。発行できない場合は補助できません。

Q 10. ポイントを利用して購入する場合

A ポイントを利用する場合は、ポイント利用前の金額を対象とします。

Q 11. クーポンを利用して購入する場合

A クーポンを利用する場合は、クーポン利用後の金額を対象とします。

Q 12. 冷凍庫の購入について

A 冷凍庫のみの購入は対象外です。

Q 13. 同一世帯の申請回数について

A 1品目1回の申請が可能です。例えば、すでに同一世帯の家族がエアコンの補助を受けている場合でも、冷蔵庫については、申請することができます。

Q 14. 2世帯住宅の申請について（同一住居であっても、世帯が別であること。）

A 世帯ごとに1品目1回の申請が可能です。

Q 15. 購入費の合算について

A 同一品目を合算した場合は補助対象としますが、異なる品目で合算はできません。それぞれで申請してください。



代表的な質問 Q & A

Q 1 6. 対象期間前（4月30日以前）に買い替えた場合
A 対象外です。5月1日（月）以降に省エネ家電に買い替える必要があります。
Q 1 7. 申請書の提出方法について
A 郵送か電子申請で提出をお願いします。
Q 1 8. 法人や団体が買い替える場合
A 法人や団体は対象外です。福山市に住民票を有する方が、自ら居住する市内の住宅で買い替えることが条件です。
Q 1 9. 申請書の入手方法について
A ホームページでダウンロードできます。 本庁舎 8 階環境総務課もしくは、松永支所（西部環境センター）・北部支所（北部環境センター）・東部支所（東部環境センター）・神辺支所（神辺市民サービス課〔2階〕）・鞆支所・沼隈支所・内海支所・芦田支所・加茂支所・新市支所）で受け取ることができます。
Q 2 0. 交付決定通知書が届くまでの期間について
A 申請いただいたものから順次審査し、審査が終わり次第、交付決定通知書を送付します。 申請の件数が多かった場合、交付決定通知書の送付及び支払いまでに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
Q 2 1. 第1弾（2023年5月1日（月）～5月10日（水））で申請済の場合
A 第1弾・第2弾に関わらず1世帯あたり、1品目につき1回限りです。
Q 2 2. 実家等へプレゼントとして購入したい場合
A 申請者が、自ら居住する市内の住宅で買い替えることを条件としているため、申請者本人が居住しない住宅での買い替えは補助の対象外です。
Q 2 3. 添付書類を紛失した場合
A 購入店舗等で再発行し、必要書類の写しを提出してください。
Q 2 4. 購入日から設置日まで1カ月以上かかる場合
A 申請の受付期間は、6月30日（金）から8月31日（木）までとしています。 ただし、5月1日（月）から8月27日（日）までに購入・設置したものが対象となります。 なお、予算の範囲を超えたときは、早期に受付を終了する可能性がありますので早めの申請をお願いします。
Q 2 5. 設置した対象家電を、移設することになった場合、補助金返還の対象となりますか
A 移設場所で、申請者本人が使用する場合は、返還の対象になりません。

その他、不明な点は環境総務課（084—928—1071）へお問い合わせください。